

環生第 17-257 号

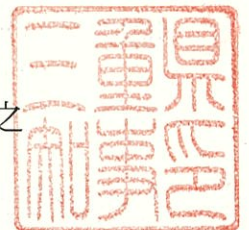
三重県環境審議会

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、  
「第 10 次水質総量削減の在り方」をふまえた総合的な水環境管理について、  
貴審議会の意見を求めます。

令和 7 年 12 月 25 日

三重県知事

一見 勝之



## 諮 問 理 由

水質総量削減は、人口及び産業が集中し、水質汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質改善を図るため、閉鎖性海域に流入する汚濁負荷量の総量を削減するための制度です。

伊勢湾については、昭和 54 年以来、9 次にわたり汚濁負荷量の総量削減計画を策定し、第 9 次水質総量削減計画からは、環境基準の達成と生物生産性・生物多様性とが調和・両立した「きれいで豊かな海」の実現に向け、各種関連施策を推進しています。

現在、国で「第 10 次水質総量削減の在り方」について審議が行われており、地域のニーズや課題等に応じて、海域ごとにめざすべき水環境の姿を地域が主体となって定め、きめ細やかな水環境管理への転換を図るといった総合的な水環境管理の在り方が示されています。

このため、「第 10 次水質総量削減の在り方」をふまえた総合的な水環境管理の実現を図るため、県の次期計画を策定するにあたり、貴審議会の意見を求めます。

## 「第 10 次水質総量削減の在り方」をふまえた総合的な水環境管理について

### 1. はじめに

伊勢湾については、昭和 54 年度以来、9 次にわたり汚濁負荷量の総量削減計画を策定し、対策が進められてきました。

三重県では、第 9 次水質総量削減計画から、環境基準の達成と生物生産性・生物多様性とが調和・両立した「きれいで豊かな海」の実現に向け、各種関連施策を推進しているところです。

国においても令和 6 年 12 月から「第 10 次水質総量削減の在り方」についての審議が開始されており、総合的な水環境管理の実現を図るため、県も次期計画の策定に向けた準備を進めていく必要があります。

### 2. 水質総量削減制度

#### (1) 制度の概要

水質総量削減制度は、人口及び産業が集中し、水質汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質汚濁を防止するため、昭和 53 年に水質汚濁防止法の改正により導入されました。

この制度では、環境大臣が指定水域（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海）ごとに「総量削減基本方針」を定め、これに基づき関係都府県知事が「総量削減計画」を策定し、汚濁負荷量の削減に計画的に取り組むこととされています。対象項目は、化学的酸素要求量（COD）、窒素、リンの 3 項目であり、総量規制基準の適用などを通じて水質改善を図るものです。

これまでの取組により、これらの環境基準達成率は向上しており、伊勢湾に流入する汚濁負荷量の削減目標は達成されている状況です。

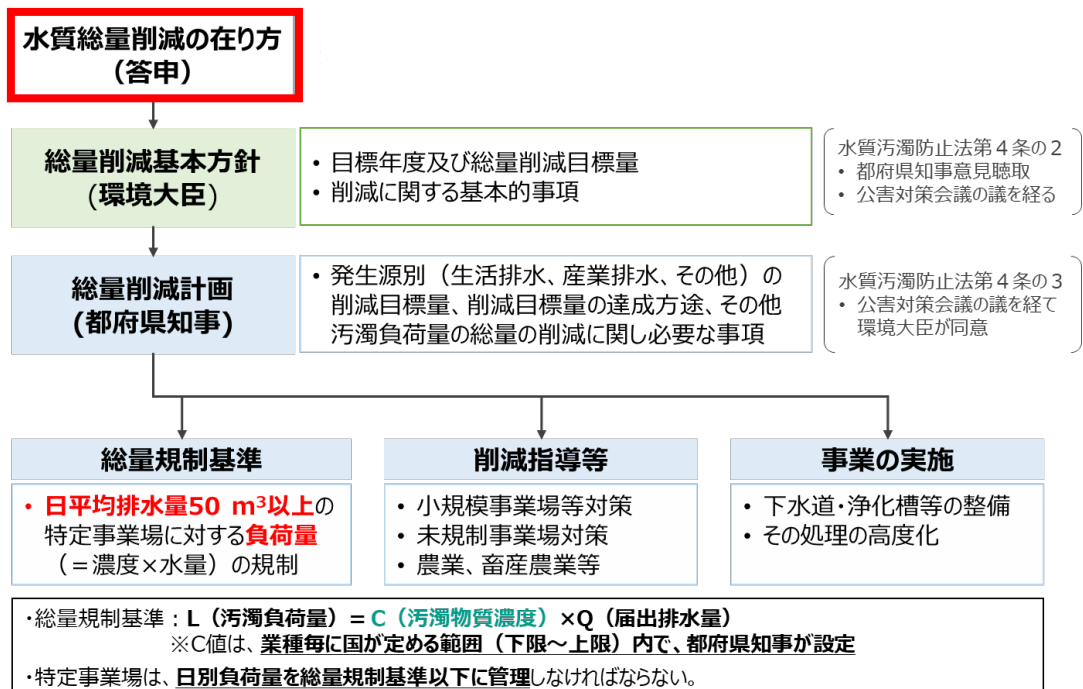
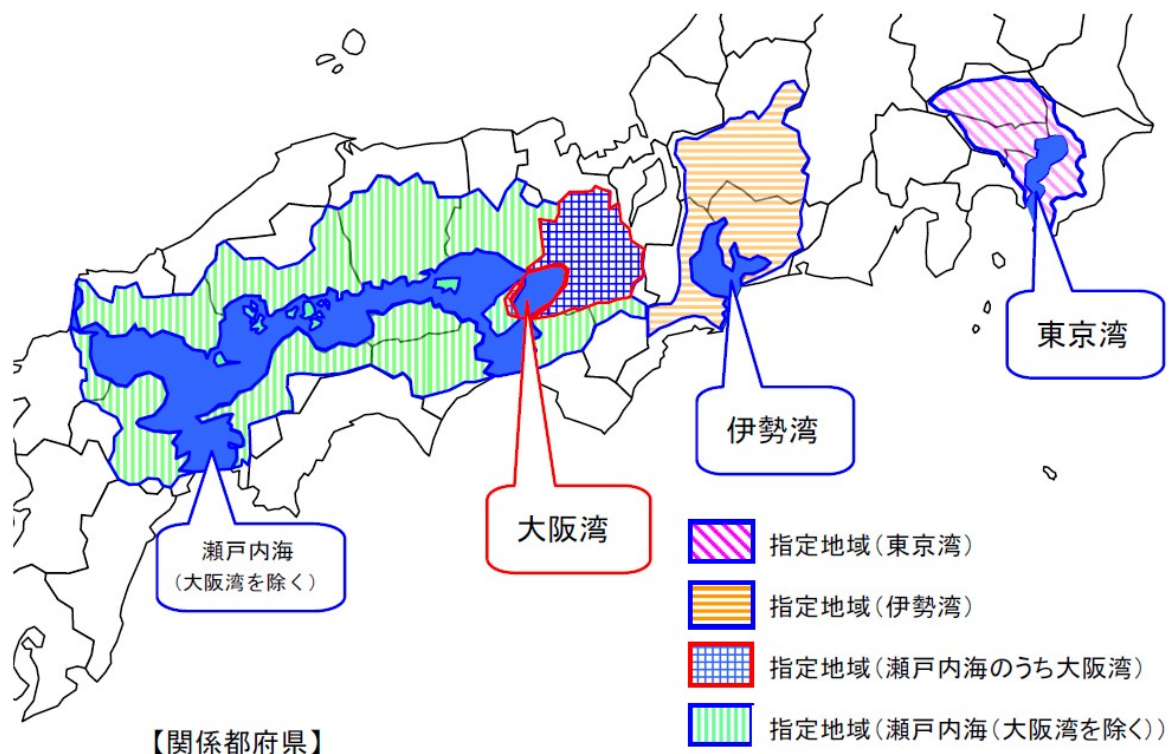


図 1 水質総量削減制度の概要

（出典：環境省 中央環境審議会 総量削減専門委員会（第 1 回）資料）

表 1 水質総量削減制度の沿革

|     | 総量削減<br>基本方針策定 | 総量削減<br>計画策定 | 目標年度 | 基準適用日    | 対象項目        |
|-----|----------------|--------------|------|----------|-------------|
| 第1次 | S54年 6月        | S55年 3月      | S59年 | S55年 7月  | COD         |
| 第2次 | S62年 1月        | S62年 4月      | H元年  | S62年 7月  | COD         |
| 第3次 | H3年 1月         | H3年 3月       | H6年  | H3年 7月   | COD         |
| 第4次 | H8年 4月         | H8年 7月       | H11年 | H8年 9月   | COD         |
| 第5次 | H13年 12月       | H14年 6月      | H16年 | H14年 10月 | COD, 窒素, りん |
| 第6次 | H18年 11月       | H19年 6月      | H21年 | H19年 9月  | COD, 窒素, りん |
| 第7次 | H23年 6月        | H24年 2月      | H26年 | H24年 5月  | COD, 窒素, りん |
| 第8次 | H28年 8月        | H29年 6月      | H31年 | H29年 6月  | COD, 窒素, りん |
| 第9次 | R04年 1月        | R04年 10月     | R06年 | R04年 11月 | COD, 窒素, りん |



|                  |       |                                                  |
|------------------|-------|--------------------------------------------------|
| 東京湾              | (4都県) | 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県                                 |
| 伊勢湾              | (3県)  | 岐阜県、愛知県、三重県                                      |
| 瀬戸内海のうち<br>大阪湾   | (5府県) | 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県                             |
| 瀬戸内海<br>(大阪湾を除く) | (11県) | 兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、<br>山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県 |

図 2 指定水域及び指定地域

### 3. 伊勢湾の状況

#### (1) 環境基準の達成状況

伊勢湾における環境基準の達成状況について、有機汚濁の代表的な指標であるCOD（化学的酸素要求量）は改善傾向にあります。海域の全窒素及び全りんは近年100%を達成しています。

#### (2) 汚濁負荷量の推移

これまでの取組により、伊勢湾に流入する汚濁負荷量の削減目標を達成している状況です。（図3）

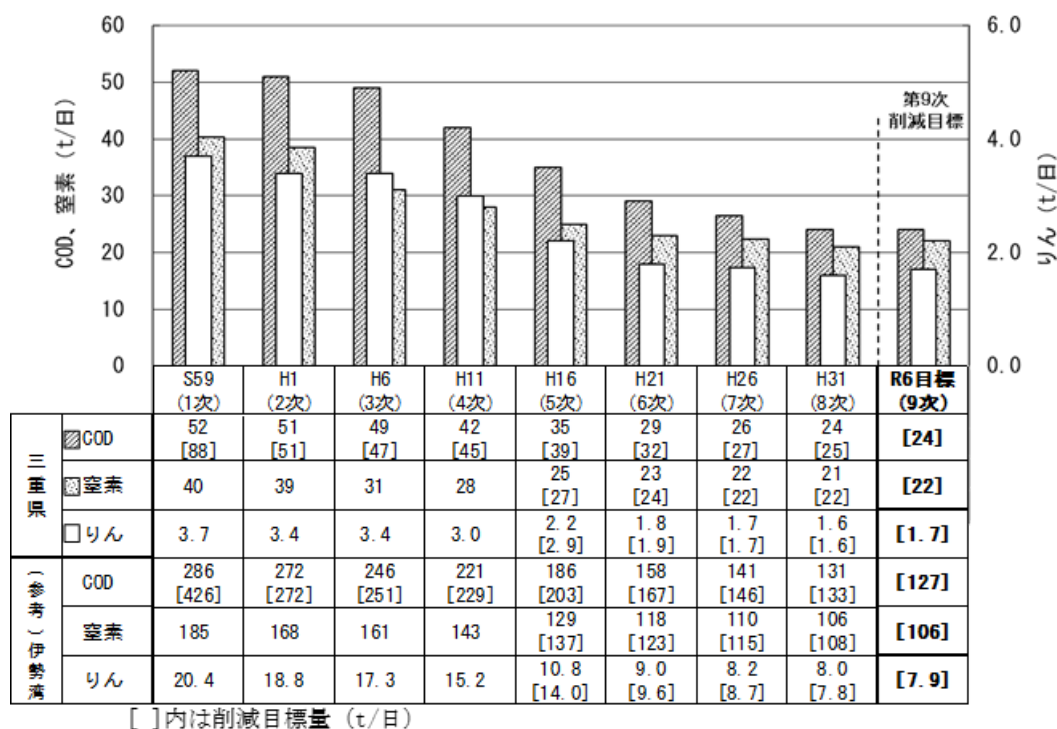


図3 汚濁負荷量の推移

（出典）三重県発生負荷量管理等調査結果

#### (3) 赤潮等の発生状況

赤潮の発生件数は減少傾向にあります。

一方、近年、広範囲で貧酸素水塊が毎年発生している状況です。

貧酸素水塊は、河川からの負荷量の増加や、埋め立てによる干潟・浅場域の減少に伴う富栄養化により、赤潮が発生することで大量の有機物が海底に沈降し、堆積した有機物がバクテリアにより無機化される時に酸素が消費され、酸素の供給が消費に追いつかなくなり発生します。

また、埋め立てにより干潟・浅場域が減少することで、そこに生息する二枚貝など、水中の懸濁態有機物を取り込む懸濁物食者が減少するので、堆積していく有機物の量が増加し、酸素消費が大きくなると考えられています。

#### （４）伊勢湾の水産資源の状況

伊勢湾における水産資源の状況として、昭和 55 年に最大の約 22 万トンとなり、増減を繰り返しながら、平成 28 年以降は減少傾向となっています。魚種ごとの漁獲量については、クルマエビ、かれい類、タコ類、アサリに減少傾向が見られる一方、ヒラメやマダイ、ガザミ、サワラについてはそのような傾向は見られていません。

#### 4. 「きれいで豊かな海」の実現に向けた取組状況（第 9 次水質総量削減計画）

三重県では、環境基準の達成と生物生産性・生物多様性とが調和・両立した「きれいで豊かな海」の実現に向け、「第 9 次水質総量削減計画」に基づき、農林水産部、県土整備部等と連携し、流域下水処理場における栄養塩類管理運転の試行と効果検証、干潟・浅場の造成、県民への取組状況の情報発信等の水環境管理に取り組んでいます。

（主な取組）

- ①総量削減（管理）目標量の達成
- ②海洋ごみ対策の推進
- ③きれいで豊かな海の再生に関する調査研究とその成果の活用
- ④情報発信、普及・啓発の推進
- ⑤栄養塩類管理運転の実施
- ⑥生物生息場の保全、再生に関する取組

#### 5. 「第 10 次水質総量削減の在り方」の骨子案について

「第 10 次水質総量削減の在り方」について、令和 6 年 12 月から国の中央環境審議会水環境・土壌農薬部会において審議が進められており、従来の「総量削減」から「総量管理」への転換が検討されています。

「第 10 次水質総量削減の在り方」の骨子案における主な内容は、次のとおりです。

##### （１）伊勢湾における水環境の現状と課題

- ・環境基準達成率は、窒素、りんで向上している。一方、COD では低い。
- ・赤潮の発生件数は長期的に減少傾向にあるが、近年では横ばいで推移している。
- ・夏期を中心に広範囲で長期にわたる貧酸素水塊が発生し、その面積は長期的に増大傾向である。
- ・ノリやアサリ等の水産資源の生産量の低下が課題となっており、栄養塩類供給のニーズは高い。

## (2) 総合的な水環境管理の在り方

### ①総量削減から総量管理への転換

- ・地域のニーズや課題等に応じて、海域ごとに目指すべき水環境の姿を地域が主体となって定め、きめ細やかな水環境管理への転換を図ることが重要である。
- ・海域の状況が現状よりも悪化することがないように、汚濁負荷削減に係る基本的な枠組みは維持しつつ、海域ごとに柔軟かつ順応的に栄養塩類の管理を可能とするなど、削減一辺倒であった総量削減制度からきめ細やかな水環境管理を行える「総量管理制度」への転換を図る。

### ②汚濁負荷の総量管理

- ・9次にわたる水質総量削減の進展により改善してきた水質状況から悪化させることがないように（現状非悪化）、総量削減制度の基本的な枠組みは「総量管理制度」においても維持する。
- ・依然として水環境保全上の課題が残る海域や栄養塩類の不足が指摘されている海域が混在する状況をふまえ、「管理目標量」（従来の削減目標量）については柔軟に設定すべきである。なお、増加させる場合には、実現可能性を考慮の上、水環境保全上の支障がない範囲で行う必要がある。

### ③地域のニーズに応じた順応的な栄養塩類管理

- ・「総量管理制度」の下で、環境悪化の恐れがなく地域のニーズがある場合には、地域の生業が共存できる形できめ細やかな水質管理を行うことができるよう、栄養塩類管理計画の策定による栄養塩類管理を可能とすることが妥当である。

### ④その他の水環境管理に係る対策の推進

- ・多様な生物の生産・生育の場である藻場・干潟の保全・再生・創出や底質の改善といった手法を総合的に講ずることで、美しい景観の保全や良好な水環境の創出と利活用などの多様化する地域のニーズに応じた水環境管理の実現を目指すべきである。

### ⑤目標年度

- ・第10次水質総量削減の目標年度は、令和11年度を基本としつつ、「総量管理制度」への転換等に係る制度的措置の対応状況をふまえ設定することが適当である。